

改正

平成23年3月28日告示第19号

平成24年3月22日告示第24号

平成25年3月26日告示第29号

浦幌町木質ペレットストーブ導入支援事業補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この告示は、浦幌町の行政面積の74%を占める森林を活用し、化石燃料の代替によるCO₂排出削減及び地域資源循環システムの構築に向け、地域材を利活用するため、木質ペレットストーブ(以下「ペレットストーブ」という。)の導入促進を図り、補助金を交付することにより、地球温暖化防止及び環境負荷低減に寄与し、環境にやさしいまちづくりの一助とすることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、浦幌町補助金等交付規則(平成13年規則第20号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、ペレットストーブとは、町内の住宅、事業所、店舗、農林漁業施設等に設置され、おが粉状にした木材に圧力を加え高温加熱し円柱状にしたものを燃料として使用する設計及び仕様である暖房機をいう。

(補助対象)

第3条 補助対象となるペレットストーブは、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 町内の住宅、事業所、店舗、農林漁業施設等に設置するものであること。
- (2) 未使用のものであること。
- (3) 町税、その他町に対する債務を完納している個人及び法人が設置するものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、ペレットストーブ本体の購入に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、ペレットストーブ1台につき、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨て)とし、その上限は15万円とする。ただし、町内業者から納入した場合は、この補助金の他に協同組合ハマナス商店会が発行するハマナス商品券5万円分を交付するも

のとする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(別記第1号様式)により申請するものとし、提出期限は毎年2月10日とする。

2 前項の申請には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 経費が記載されている見積書の写し
- (2) 購入するペレットストーブのカタログ
- (3) 町税等の納入状況等閲覧承諾書(別記第1号様式の2)
- (4) 住民票の写し
- (5) 住宅、事業所、店舗、農林漁業施設等のペレットストーブ設置に係る承諾書(設置する者が所有している場合を除く。)

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

第8条 町長は、前条の規定により申請者に通知する場合は、次の条件を付するものとする。

- 2 補助金交付申請書の内容を変更するとき、又はペレットストーブの設置を中止しようとするときは、速やかに町長の承認を受けなければならない。
- 3 町長の承認を受けた場合を除き、補助金により設置したペレットストーブは、補助対象事業の完了の年の翌年から起算して10年が経過するまで、この補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 4 本制度により取得したペレットストーブは、設置後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。この場合において、天変地変その他申請者の責に帰することができない理由により、ペレットストーブが毀損され、又は滅失したときは、町長に届けなければならない。

(変更又は処分の承認申請及び届出)

第9条 前条第2項の規定により町長の承認を受けようとする者は、あらかじめ変更等承認申請書(別記第2号様式)を町長へ提出しなければならない。

2 処分による承認を受けようとする者は、あらかじめ処分承認申請書（別記第3号様式）を町長に提出しなければならない。

3 前条第4項の規定に基づく届出をしようとする者は、事態が発生してから30日以内に毀損消滅届出書（別記第4号様式）を町長に提出しなければならない。

（承認の通知）

第10条 町長は前条第1項の規定による変更等承認申請書の提出があったときは、速やかにその可否を決定し、第11条による通知書を準用し、通知するものとする。

2 町長は、前条第2項の規定による処分承認申請書の提出があったときは、速やかにその可否を決定し、承認を受けようとする者に処分承認通知書（別記第5号様式）により通知する。

（決定の通知）

第11条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金交付指令書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 申請者は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業等」という。）が完了したときは、速やかに補助金実績報告書（別記第7号様式）に次に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）ペレットストーブの設置状況を示す写真

（2）ペレットストーブの設置費に係る領収書の写し及び経費の内訳書の写し

（3）その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 町長は、前条の補助金実績報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の審査及びペレットストーブの現地調査等により、その報告に係る補助金の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合したものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金を確定し、補助金交付額確定通知書（別記第8号様式）により速やかに申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 申請者は、前条の補助金交付額確定通知書の通知を受けた場合においては、補助金交付請求書（別記第9号様式）により補助金の確定額に基づき、補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第15条 町長は、前条の補助金交付請求書の提出を受けた場合においては、速やかに申請者へ補助金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第16条 町長は、第12条の補助金実績報告書の提出を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等について、これを適合させるための措置をとるべきことを当該申請者に対して命ずることができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金の取消し)

第17条 町長は、申請者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく町長の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、又は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 対象事業を中止し、又は廃棄したとき。

(2) 第8条の条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正行為によって補助決定及び補助金を受けたとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第18条 町長は、前条の規定により補助金交付の決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 第10条第2項の規定により町長の承認を受け、ペレットストーブを処分することにより収入があった場合もしくは、事業の完了の年の翌年から起算して10年が経過するまでに目的に反した場合若しくは補助金交付額の全部又は、一部を町に返還させることができる。

3 補助金の返還額は、補助金交付額に対し別表に定めるところにより算出した割合を乗じた額を町長が発布する納入通知書により返還しなければならない。

(定期報告)

第19条 申請者は、ペレットストーブの設置後2年間について、住宅用ペレットストーブ運転状況報告書(別記第10号様式)を町長に報告するものとする。

(町の施策への協力等)

第20条 町長は、申請者に対して、必要に応じてペレット消費量のデータ等の提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第21条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

前 文(抄)(平成23年3月28日告示第19号)

平成23年4月1日から適用する。

前 文(抄)(平成24年3月22日告示第24号)

平成24年4月1日から適用する。

別表(第18条関係)

設置年数	補助金返還割合
1年目	補助額の100%
2年目	補助額の90%
3年目	補助額の80%
4年目	補助額の70%
5年目	補助額の60%
6年目	補助額の50%
7年目	補助額の40%
8年目	補助額の30%
9年目	補助額の20%
10年目	補助額の10%
11年目以降	補助額の0%

別記第1号様式(第6条関係)

別記第1号様式の2(第6条関係)

別記第2号様式(第9条関係)

別記第3号様式(第9条関係)

別記第 4 号様式 (第 9 条関係)

別記第 5 号様式 (第10条関係)

別記第 6 号様式 (第11条関係)

別記第 7 号様式 (第12条関係)

別記第 8 号様式 (第13条関係)

別記第 9 号様式 (第14条関係)

別記第10号様式 (第19条関係)